

令和6年度小山町の人事行政の運営等の状況の公表について

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の使用状況(令和5年)

1人当たり平均取得日数 10.8 日

※年次有給休暇は、1年につき20日付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

(3) 特別休暇等の導入状況

休暇の種類	概要
病気休暇	1 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病
	2 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合
	3 妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合
	3 上記1、2、3以外の負傷又は疾病
特別休暇	1 選挙権の行使その他公民として権利を行使する場合
	2 証人等として国会などに出頭する場合
	3 ドナー休暇(必要と認められる期間)
	4 ボランティア休暇(5日の範囲内)
	5 結婚休暇(連続する5日以内)
	6 産前休暇(出産の日まで8週間)
	7 産後休暇(出産の日の翌日から8週間)
	8 授乳等休暇(1日2回それぞれ30分以内)
	9 妻の出産休暇(入院の付き添い等2日以内)
	10 家族の看護休暇(5日以内)
	11 妻の出産に伴う子の養育休暇(未就学児を養育する場合5日以内)
	12 短期の介護休暇(5日)
	13 忌引休暇
	14 職員が父母の追悼のため特別な行事に参加する場合(1日以内)
	15 夏季休暇(6月から10月までの間で、5日以内)
	16 災害により職員の住居が滅失した場合
	17 災害時において出勤することが困難な場合
	18 災害時において退勤途上で危険を回避する場合
	19 妊娠中の職員が通勤途上の混雑を避ける場合(1日を通じて1時間以内)
	20 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法で規定されている検診等を受ける場合
	21 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合
	22 感染症予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合
介護休暇	1 配偶者等が日常生活を営むのに支障がある時、その介護を必要とする場合
介護時間	1 配偶者等が日常生活を営むのに支障がある時、その介護を必要とする場合
不妊治療休暇	1 職員が不妊治療を受けるため、治療に必要な期間
組合休暇	1 登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間

(注) 取得要件等は、「小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「小山町職員の勤務時間休暇等に関する規則」により定められています。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
町長部局	男性	5	-	-
	女性	11	5	-
教育委員会	男性	-	-	-
	女性	-	-	-
合 計	男性	5	0	0
	女性	11	5	0

2 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	-	-	-	-	0
教育委員会	-	-	-	-	0
合 計	0	0	0	0	0

※分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分のことです。

(2) 懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
町長部局等	-	-	1	-	1
教育委員会	-	-	-	-	0
合 計	0	0	1	0	1

※懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、同義的責任を追及するために行う処分のことです。

3 服務の状況

・服務規則遵守のための取組み

平成30年4月から「小山町職員の懲戒処分等の基準」を新たに制定し、職員の飲酒運転、ハラスメント等に関する処分を厳罰化した。その他、年末年始等における綱紀粛正や各選挙時における公務員としての服務規律の遵守に努めています。

令和3年12月に「小山町職員のハラスメント防止等に関する指針」を制定し、職場におけるパワー・ハラスメントを防止するために雇用管理上の措置を講じるとともに、職員の分限処分及び懲戒処分等を公正かつ厳正に対処していくために合議制の小山町職員分限処分及び懲戒処分審査委員会を設置しました。

令和4年6月には「小山町職員倫理条例」を制定し、法令順守や社会規範の再認識、リスク管理等、町職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講じるとともに、職務の公平かつ公正な執行、町政に対する町民の信頼の確保のため、制度的保障について必要な事項を定めました。

4 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等

区 分	人 数	内 容
委託研修	155	県市町村振興協会、静岡県、民間主催研修等に派遣
独自研修	174	人事評価研修、接遇研修、メンタルヘルス研修等

(2) 勤務成績の評定の概要

小山町職員人事評価規程に基づき評定を行い、勤勉手当支給、定期昇給等に活用しました。

5 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況

区 分	対象人数	受診人数	受診率
定期健康診断(人間ドック等含む)	238	215	90.3%
ストレスチェック	238	236	99.2%
結核・肺がん検診(人間ドック等含む)	238	217	91.2%
胃部レントゲン(50歳以上偶数年及び希望者)	40	28	70.0%
腰痛検査(保育教諭・給食員・調理員等)	60	60	100.0%

(2) 公務災害等の認定状況

区 分	町長部局等	教育委員会	合 計
公務災害	6	-	6
通勤災害	-	-	0
合 計	6	0	6

(3) 公平委員会の報告事項

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分についての不服申し立ての状況	0

(4) その他主な福利厚生事業の概要

地方公務員法で規定された、職員の保健、健康増進その他厚生に関する業務の一部を職員互助会に補助金を交付して実施しています。

職員福利厚生事業助成金	主な補助対象事業
275千円	人間ドック受診助成